

米子市新型コロナワクチン接種実施計画



令和3年4月策定

令和3年7月改定

米子市

1 計画の概要と方針

(1)概要

新型コロナウイルス感染症のまん延防止や重症化の予防を図り、市民の生命と健康を守ることを目的に、予防接種法に基づく予防接種として、国の指示のもと、鳥取県及び市内医療機関等の協力により円滑に接種を実施する体制の整備等を行うための米子市新型コロナワクチン接種実施計画を策定する。

なお、本計画は、国が示す「新型コロナワクチン感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」の改定やワクチンの供給状況等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

(2)実施期間

令和3年2月17日から令和4年2月28日まで

(市民向け接種の実施期間は、令和3年4月24日から令和4年2月28日まで)

(3)策定方針

本計画の策定にあたっては、次に掲げる事項に留意する。

- 鳥取県西部医師会等の医療関係団体と十分協議するものとする。
- 接種実施医療機関等において感染症が拡大することのないよう、感染防止対策を講じる。
- 予防接種の実施にあたっては、あらかじめ、予防接種を行う医師に対し実施計画等の概要、予防接種の種類、接種対象者等について説明する。
- 新型コロナウイルス感染症の診療や通常の診療に過度な負担が生じないよう配慮する。

2 接種対象者

(1)接種対象者の範囲

接種を行う日に、住民基本台帳に記載されている16歳以上の者を対象として行う。ただし、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」(昭和35年法律第145号)に基づく薬事承認において、接種の適応とならない者は、接種の対象者から除外する。

また、接種日に戸籍又は住民票に記載のない者その他の住民基本台帳に記録されていないやむを得ない事情があると市長が認める者については、当該者の同意を得た上で、接種を実施する。

(2)ワクチンの接種順位

重症化リスクの大きさや医療提供体制の確保等を踏まえ、国が公表した接種順位を参考に、①医療従事者等、②高齢者(昭和32年4月1日以前に生まれた者)、③基礎疾患を有する者、高齢者施設等の従事者、60歳から64歳までの者(昭和32年4月2日から昭和37年4月1日までの間に生まれた者)、④上記以外の者の順を基本とした接種を開始する。

※医療従事者等の詳細な範囲及び基礎疾患を有する者の範囲は、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」に記載とおりとする。

※医療従事者等への接種については、優先的な接種として、市民への接種に先駆け実施するものであり、県や医療関係団体等が中心となって接種体制の構築や接種対象者の取りまとめを行う。

(3) 接種対象者の概数

接種対象者の区分別の概数は、次のとおりである。

区分	概数	備考
医療従事者等	4,400 人	総人口の 3%
65 歳以上高齢者数	44,800 人	令和2年住民基本台帳年齢階級別人口の 65 歳以上の者の合計
基礎疾患を有する者	7,187 人	総人口の 4.9%(20 歳～59 歳の場合)
高齢者施設等従事者	2,200 人	総人口の 1.5%
60 歳～64 歳の者	8,600 人	令和2年住民基本台帳年齢階級別人口の 60 歳～64 歳の者の合計
上記以外の者 (うち 12 歳未満の者)	79,493 人 (15,406 人)	総人口から、高齢者、医療従事者、基礎疾患を有する者、高齢者施設の従事者、60 歳～64 歳の者を除いた者
総人口	146,680 人	令和2年住民基本台帳

(4) 接種スケジュール

ワクチンの供給量等を踏まえながら開始時期を調整します。

	～4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月～2月
①医療従事者	→						
②高齢者(65歳以上の者)	4/24	→					
③基礎疾患を有する者			7/12	→			
高齢者施設従事者			7/12	→			
60歳～64歳の者			7/1	→			
④上記以外の者				7/21	→		

(5) ワクチンの特性

薬事承認されているファイザー社ワクチン、承認申請されている武田/モデルナ社及びアストラゼネカ社のワクチンの現時点における特性は、次のとおりである。

	ファイザー社	武田/モデルナ社	アストラゼネカ社
接種回数	2回(21日間隔)	2回(28日間隔)	2回(28日間隔)
保存温度	-90℃～-60℃	-20℃±5℃	2℃～8℃
単 位	5回分/バイアル ※一般的な針シリンジを用いた場合	10回分/バイアル	10回分/バイアル
バイアル開封後の保存条件	希釈後、室温で6時間 ※冷蔵庫で解凍する場合は、解凍及び希釈を1ヶ月以内に行う。	一度針をさしたものは、2℃～25℃で6時間 ※解凍後の再凍結は不可	一度針をさしたものは、室温で6時間、2℃～8℃で48時間 ※希釈不要

	※室温で解凍する場合は、解凍及び希釈を2時間以内に行う。	※希釈不要	
備 考	○医療機関では、ドライアイス又は超低温冷凍庫で保管。 ○-25℃～-15℃に移し、同温度で最大14日間保存することができる。なお、1回に限り、再度-90℃～-60℃に戻し保存することができる。	○医療機関では、冷凍庫(-20℃±5℃)で保管	

ファイザー社ワクチンの保管のため、福祉保健総合センター(ふれあいの里)に超低温冷凍庫(ディープフリーザー)を4台設置する。

3 接種体制

(1) 基本方針

供給されるワクチンの特性や接種対象者、接種状況等に応じて、適時、集団接種、個別接種、巡回接種の3つの体制の最適化を図りながら、接種を実施する。

なお、各接種体制の定義は次のとおりとする。

接種体制	定義
集団接種	市が設置する接種会場において予防接種を実施
個別接種	市内の協力医療機関において予防接種を実施
巡回接種	高齢者施設等を対象として、当該施設等において予防接種を実施

(2) 集団接種

① 接種体制の考え方

○先行して供給開始となるファイザー社のワクチンは、1回の配送単位が大きく、長期間の保存には超低温冷凍庫を必要とする。

○新型コロナワクチンは、特殊な流通・保管が必要なことから短期間に多くの接種を行える体制が必要となる。

○通常の診療に並行して、多数の医療従事者を確保することには一定の限界があり、接種会場数を医療従事者確保のバランスが重要となる。

② 集団接種会場の運営

(ア) 接種開始日

令和3年4月24日(土)

(イ) 集団接種会場及び開設日時

次の表のとおりとする。

会場名	所在地	設置日	開設時間
福祉保健総合センター (ふれあいの里1階)	錦町一丁目139番地3	7/1～8/29の毎週木・土・日曜	【7月】 午前9時から 午後5時まで
福祉保健総合センター (ふれあいの里4階)	錦町一丁目139番地3	7/1～8/29の毎週木・土・日曜	【8月】 (木) 午後2時から 午後7時まで
米子市役所淀江支所	淀江町西原1129-1	7月中の毎週土・日曜 8/7,8/8,8/21,8/22,8/28,8/29	(土、日) 午前9時半から 午後6時まで
米子駅前ショッピングセンター	末広町311番地	7月中の毎週木・土・日曜 8/7,8/8,8/21,8/22,8/28,8/29	
鳥取県立米子産業体育館	東福原八丁目27-1	7/3、7/4、7/10、7/11 7/31、8/1	

③人員配置

1会場あたり、次の人員を配置することとする。

役割	人数	備考
予診	2名	医師
接種	2～3名	看護師
薬液充填	2～3名	薬剤師
経過観察	2名	医師、看護師
問診	3～4名	看護師、薬剤師、保健師
受付・検温	3～4名	事務職
誘導(問診待機、予診待機)	2名	事務職
誘導(接種)	1名	保健師
接種済証交付	2名	事務職
会場責任者	1名	事務職

④接種人数

1会場あたりの接種可能数については次のとおりとする。

接種会場	接種可能件数
福祉保健総合センター	約760件/日
米子市役所淀江支所	約380件/日
米子駅前ショッピングセンター	約250件/日
市民体育館	約380件/日
美保体育館	約380件/日
鳥取県立米子産業体育館	約380件/日

⑤大規模接種

市内の65歳以上の高齢者を対象に、鳥取県による大規模接種会場の設置を行う。

接種会場	接種可能件数
鳥取県西部総合事務所 講堂	約 200 件／日

⑥職域接種

ワクチン接種に関する地域の負担を軽減し、接種の加速化を図るため、企業や大学等において、モデルナ社ワクチンを活用し職域単位でのワクチン接種を実施する。

(ア)条件

- (1)医療人材・運営スタッフ等の人員体制、接種会場などは企業等が自ら確保すること。
- (2)最低 2,000 回(1,000 人×2 回接種)程度の接種を行うこと。
- (3)企業の責任でワクチンを保管の上、接種できること。
- (4)副反応報告などの必要な対応ができること。
- (5)社内連絡体制・対外調整役を行う事務局を設置すること。

(イ)実施の主な流れ

- (1)企業等で、接種実施計画(会場、接種人数、人員確保体制等実施方法)を策定し、県へ申請
- (2)県が計画内容を確認し、国へ進達する。
- (3)国が申請内容を審査し、企業と協議しワクチン供給量を決定。
- (4)企業等が職域接種を実施し、市に接種費用を請求

(3)個別接種

①接種体制の考え方

- 先行して供給開始となるファイザー社のワクチンは、1回の配送単位が大きく、長期間の保存には超低温冷凍庫を必要とする。
- 超低温環境でワクチン保管を行うことが困難な医療機関においても接種を行えるよう、ワクチンの小分け及び適正な移送による接種体制の構築が必要である。
- 円滑な個別接種の実施に向けては、協力医療機関の体制構築や適正管理によるワクチン移送等の支援が必要である。

②接種体制の方向性

- 医療機関の接種体制及びワクチンの移送体制を構築し、100カ所以上の協力医療機関による個別接種を実施する。

③個別接種体制の構築に向けた支援

- ワクチン接種円滑化システム(V-SYS)及びワクチン接種記録システム(VRS)を適切に運用するため、医療機関での対応が困難な場合、代行入力等の運営支援を行う。
- 多くの市民に接種を実施するため、ワクチンの小分け・移送体制を構築し、定期的に協力医療機関へワクチンを移送する。

④個別接種の実施

(ア)接種開始日

令和3年5月17日(月)

(イ)開設日時

各医療機関による

(4)巡回接種

①接種体制の考え方

○高齢者施設の入所者は、感染が発生するとクラスターとなる可能性が高く、感染すれば重篤な症状となる可能性が高い。

○施設等に入所・居住する高齢者等においては、集団接種会場や医療機関に赴いてワクチン接種をすることが困難な状況が想定される。

○施設におけるワクチン接種には、嘱託医やかかりつけ医等との連携が不可欠となる。

○感染拡大防止や業務の特性を考慮すると、高齢者施設等の従事者に対する優先接種体制の構築が必要である。

②接種体制の方向性

○平時の接種方法によるワクチン接種が困難な高齢者施設等においては、施設の嘱託医等の協力により施設に巡回して実施する。

○感染拡大防止や感染発生時の業務継続の必要性を考慮し、高齢者施設等の従事者に対する円滑な優先接種体制の構築をする。

③巡回接種体制の構築に向けた支援

○施設の嘱託医等による接種体制を構築することが困難な場合は、接種医等の医療従事者の調整を行う。

4 ワクチン接種に関する主な対応

(1)住民に対する情報提供

市民に対してわかりやすく正しい情報を提供するものとし、次のとおりの方法で情報発信を行う。

- 広報よなご
- 市公式ホームページ
- 市公式SNS(ライン、フェイスブック、ツイッター)
- 防災行政無線
- コミュニティFM
- テレビCM
- 新聞折込チラシ
- 接種券への案内同封

(2)ワクチン接種の予約受付

①予約コールセンター

○集団接種会場の接種予約の受付を行う予約コールセンターを設置する。

②予約サイト

○集団接種会場の接種予約の受付を行う予約サイトを開設する。

(3)副反応への対応

ワクチン接種では、接種部位の疼痛や発熱などの副反応が起こることがあり、稀に重篤なアナフィラキシー等の副反応が発生することも想定される。

このため、副反応の発生リスクをできるだけ減らすための対策や、副反応が発生した場合の対応、また副反応により健康障害が発生した場合の被害救済を考慮し、次のとおり実施する。

①集団接種会場での対応

○集団接種会場に救護室を設け、所要の医薬品・医療器材等を整備する。

○集団接種会場では、接種後の経過観察場所において、医師及び看護師を配置し、体調不良者やワクチン接種後のストレス反応に適切に対応する。

○救急搬送に備え、関係機関との連携体制を構築する。

②鳥取県との連携

○ワクチンの効果や副反応に関する相談等について、県が設置する専門的な相談窓口につなげることができるよう、鳥取県との連携を図る。

③健康被害救済制度

○予防接種法の規定による副反応疑い報告は、「定期の予防接種等による副反応の報告等の取扱について」(平成25年3月30日健発0330第3号、薬食発0330第1号厚生労働省健康局長、医薬食品局長連名通知)に基づき実施する。

○予防接種法第15条の規定に基づき、米子市長は、新型コロナワクチンを接種したことにより健康被害が生じたと厚生労働大臣が認めた者について救済給付を行う。なお、救済給付に係る費用は、同法附則第7条第3項の規定により国が負担する。

(4)新型コロナウイルスワクチン接種証明書

予防接種法に基づいて市区町村で実施された新型コロナウイルスワクチンの接種記録等を、接種者からの申請に基づき交付する。

①証明内容

接種証明書には、新型コロナウイルスワクチンの接種記録(ワクチンの種類、接種年月日など)と接種者に関する事項(氏名、生年月日、旅券番号など)を記載する。

②発行手続きの概要

(ア)窓口または郵送で申請を受理

(イ)ワクチン接種記録システム(VRS)を使用して審査・入力

(ウ)窓口または郵送で証明書を交付

③実施時期

令和3年7月26日(月)から受付開始